

* * 廃止届に係る提出書類について * *

- 1 廃止届は、以下に記した者が事実発生の日から30日以内に、**2部作成の上**公益社団法人 愛知県建築士事務所協会まで**持参の上提出**すること。(郵送での提出は不可)
- 2 届出者の欄には、**法人の場合**はその商号又は名称、開設者(代表者)の役職名・氏名を記入し、法務届出の代表者印(会社実印)を2部とも押印する。法人印(角印)を併せて使用している場合には、法務届出の代表者印(会社実印)に加えて、法人印(角印)も押印してもよい。
個人の場合は、開設者の自宅住所、氏名を記入し、押印すること。
ただし、本人(法人の場合は代表者)が自筆で記入した場合は、押印を省略しても差し支えない。

個人	法人	廃止等の理由	届けをすべき者 (届出人)	添付書類
○	○	1 開設者がその建築士事務所に係る事業を廃止したとき	建築士事務所の開設者であった者	なし
○	—	2 開設者が死亡したとき	その相続人	相続人の戸籍謄本等、開設者との関係を証する書類 (原本1部、コピー1部)
○	○	3 開設者が破産したとき	その破産管財人	破産管財人であることを証する書類 (原本1部、コピー1部)
—	○	4 法人が合併により解散したとき	その法人を代表する役員であった者	法人が解散したことを証する書類 (原本1部、コピー1部)
—	○	5 法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	その清算人	清算人であることを証する書類 (原本1部、コピー1部)